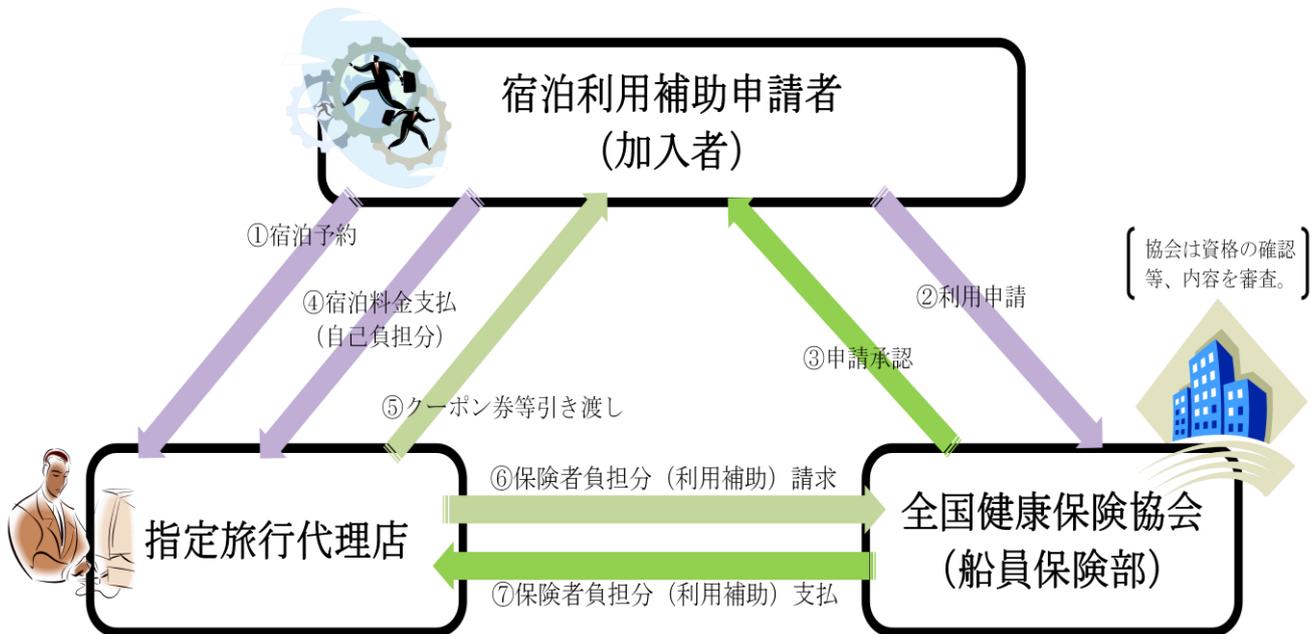


旅行代理店を活用した保養事業（案）について

1. 基本的な仕組み

船員保険加入者（被保険者・被扶養者）が全国健康保険協会の指定した旅行代理店の協定施設を利用する場合、宿泊料金の一部を負担する。

【イメージ図】



(注) 旅行代理店の協定施設の数、約 4,000 施設～約 5,000 施設。

2. 年間の予算規模

廃止された 3 福祉センター及び休止中のマリンサイド気仙沼に関する予算から充当することとし、当面 8 千万円程度とする。

なお、年度途中で補助申請額の累計が予算額を超過した場合には、その時点以降の補助は行わないこととする。

3. 基本的な利用条件

(1) 補助対象者

被保険者のほか、被扶養者も対象とする。

(2) 補助金額

1泊につき3,000円とする。(乳幼児など宿泊料が無料の場合は補助対象外とする。)

(注) 旅行代理店を活用した保養事業の実施に伴い、船員保険保養所や代替施設の補助金額も同様とする。

(3) 利用上限泊数

年間2泊まで(13,000人程度が利用可能)

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{予算額} & & \text{補助額} & & \text{上限泊数} & & \text{利用可能人数} \\ 8 \text{ 千万円} & & \div & (3,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 泊}) & = & & = & 13,333 \text{ 人} \end{array}$$

(4) 利用制限

- ① 出張、研修等の業務上の宿泊は対象外とする。
- ② 海外での宿泊は対象外とする。

4. 契約保養施設利用補助事業(代替施設)の取扱い

旅行代理店を活用した保養事業を実施した場合、数千ヶ所の旅行代理店協定施設を利用できることが見込まれることから、利用実績の少ない代替施設(14施設)は契約を解除し、該当する地域の施設は、旅行代理店を活用した保養事業の枠組みの中で対応する。

一方、利用実績が比較的多い5施設(境港マリーナホテル、大新、かめや旅館、ホテルニューセンチュリー坂出、ホテルなはり)については、旅行代理店を活用した保養事業の実施に伴い補助金額を統一し、引き続き代替施設とする。

なお、廃止された3福祉センター(マリンヒルホテル小樽、ヒルサイドホテル富士見、スパリゾートホテル久留米)については、5施設に準ずるものとして代替施設候補を検討する。

5. 事業開始後の取扱い

旅行代理店を活用した保養事業や代替施設などの船員保険保養事業については、今後の利用実績に応じて必要な見直しを行うこととする。